

事業承継を検討されている経営者の皆様を

事業承継支援の集中取組

2017～2021年度

「事業承継支援資金」でサポート

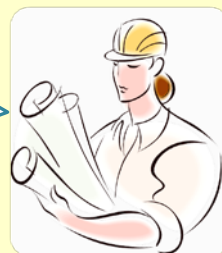
従業員に会社を承継したいが、引退後の生活を考えると会社資産の贈与は・・・

自分の専門能力を活かすため、三重県に移住し会社を引き継ぎたいが・・・



譲り渡し企業

M&Aでシナジー（相乗）効果が期待できる後継者難の会社があるが、自己資金だけでは・・・



後継者・譲り受け企業

資金面でサポートを受けられれば、知り合いの会社への事業承継の話が進みそうだが・・・



「事業承継支援資金」は、
中小企業が事業承継を行う際に必要となる資金を
金融機関、三重県信用保証協会等の協力で運用する資金です。

資金利用申込までの流れ

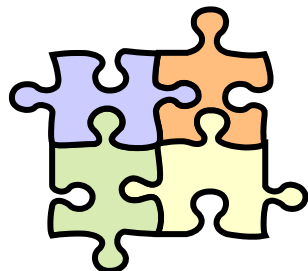
金融機関・三重県信用保証協会
又は
三重県庁へご相談

事業承継に関する認定手続
又は
事業承継計画策定

金融機関への
利用申込

※利用申し込み後、金融機関及び三重県信用保証協会による審査があります。審査の結果、融資を受けられない場合があります。
※ご相談に対応する金融機関は裏面に記載の取扱金融機関を指します。

- 三重県は、「三重県中小企業・小規模企業振興条例」(平成26(2014)年4月施行)に基づき、中小企業の事業承継支援を行っています。
- 公益財団法人三重県産業支援センターが事務局となり、平成29(2017)年8月、商工団体や金融機関、三重県信用保証協会、土業等専門家、国、県等からなる「三重県事業承継ネットワーク」(以下「ネットワーク」)が組成されました。
- ネットワークが策定した「三重県事業承継支援方針」(平成30(2018)年3月策定)では、「中小企業・小規模企業の経営者の高齢化と後継者難に伴う事業承継を巡る問題は、喫緊の課題となっている」として、平成29(2017)年度から2021年度までの5年間を集中取組期間と決めました。
- 「事業承継支援資金」は、この集中取組を踏まえ、平成30(2018)年度に新たに創設した三重県中小企業融資制度の一つです。



2018年4月～2021年3月の融資実行分に限り

貸付実行日以降3年間の金利 年 **1.20%**

※貸付実行日以降4年目からは年1.60%となります。
※保証料が別途必要となります。

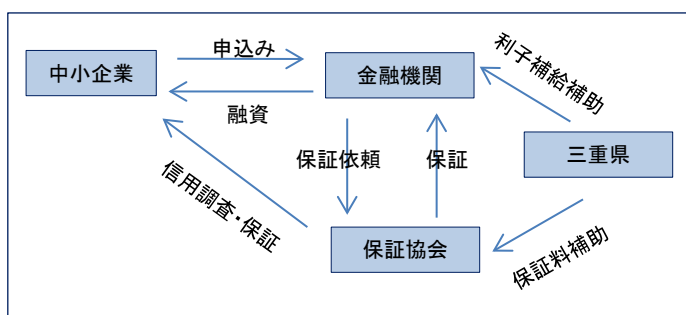
<事業承継支援資金の概要>

区分	概要
ご利用いただける方	以下の全ての要件を満たす中小企業者またはその代表者 <ul style="list-style-type: none"> ■三重県内に事業所があること ■引き続き1年以上同一事業を営んでいること ■事業税等県税を完納していること
要件	以下のいずれかを満たす中小企業者またはその代表者 <ul style="list-style-type: none"> ■中小企業経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた方 ■三重県事業承継ネットワークの構成機関による支援を受け、事業承継計画を策定した方
お使いみち	以下の資金としてお使いの場合 <ul style="list-style-type: none"> ■議決権株式取得資金 ■事業用資産等取得資金 ■事業用資産等にかかる相続税または贈与税の納税資金 ■その他事業承継に伴い必要な資金
ご融資金額	5,000万円(上限)
ご融資利率	固定 年1.60%(ただし、貸付実行日以降3年間は1.20%)
保証料率	年0.45%～1.50%
お借入期間	7年以内

<事業承継支援資金の取扱金融機関>

区分	取扱金融機関
普通銀行	百五銀行 第三銀行 三重銀行 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 りそな銀行 中京銀行 愛知銀行 大垣共立銀行 十六銀行 滋賀銀行 南都銀行 紀陽銀行
信用金庫	桑名信用金庫 北伊勢上野信用金庫 三重信用金庫 紀北信用金庫 津信用金庫 新宮信用金庫
信用組合	イオ信用組合
農業協同組合	三重北農協 鈴鹿農協 三重中央農協 津安芸農協 一志東部農協 松阪農協 多気郡農協 伊勢農協 鳥羽志摩農協 伊賀ふるさと農協 三重南紀農協 三重県信連
政府系金融機関	商工組合中央金庫

<三重県中小企業融資制度の仕組>



<お問い合わせ先>

三重県雇用経済部
中小企業・サービス産業振興課 金融支援班

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
TEL: 059-224-2447
FAX: 059-224-2078
E-Mail: shinsan@Pref.mie.jp
HP: <http://www.pref.mie.lg.jp/SHINSAN/index.htm>

